

平成 23 年 3 月 28 日

鹿児島県信用農業協同組合連合会

金融円滑化取組み状況の一部修正について

鹿児島県信用農業協同組合連合会（理事長 南之園政美）は、平成 22 年 5 月 14 日および平成 22 年 11 月 12 日に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第 7 条第 1 項に規定する説明書類」として、「中小企業のお客さまから受け付けた、貸付けの条件の変更等の対応状況（法第 4 条に基づく措置の実施状況）」を公表いたしましたが、一部記載内容に誤りがありましたので、別紙のとおり修正させていただきます。

関係各位にご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

なお、本会ホームページ上の「中小企業のお客さまから受け付けた、貸付けの条件の変更等の対応状況」（平成 22 年 3 月末基準および 9 月末基準）につきましては、訂正を反映させた数値を掲載しております。

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数および額
〔債務者が中小企業者である場合〕

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末				平成22年6月末				平成22年9月末			
	件数	金額	修正前 件数	修正後 件数	修正前 金額	修正後 金額	修正前 件数	修正後 件数	修正前 金額	修正後 金額	修正前 件数	修正後 件数	修正前 金額	修正後 金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1	34	9	<u>8</u>	3,130	<u>3,010</u>	14	<u>13</u>	3,554	<u>3,434</u>	22	<u>21</u>	6,598	<u>6,478</u>
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	1	34	9	<u>8</u>	3,130	<u>3,010</u>	14	<u>13</u>	3,554	<u>3,434</u>	22	<u>21</u>	6,598	<u>6,478</u>
うち、実行に係る貸付債権	1	34	1	1	34	34	11	<u>10</u>	2,426	<u>2,306</u>	21	<u>20</u>	5,603	<u>5,483</u>
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	8	<u>7</u>	3,096	<u>2,976</u>	2	2	133	133	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	1	1	994	994	1	1	994	994
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数および額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末				平成22年6月末				平成22年9月末			
	件数	金額	修正前 件数	修正後 件数	修正前 金額	修正後 金額	修正前 件数	修正後 件数	修正前 金額	修正後 金額	修正前 件数	修正後 件数	修正前 金額	修正後 金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1	34	9	<u>8</u>	3,130	<u>3,010</u>	13	<u>12</u>	3,454	<u>3,334</u>	20	<u>19</u>	5,535	<u>5,415</u>
うち、実行に係る貸付債権	1	34	1	1	34	34	10	<u>9</u>	2,326	<u>2,206</u>	19	<u>18</u>	4,540	<u>4,420</u>
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	8	<u>7</u>	3,096	<u>2,976</u>	2	2	133	133	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	1	1	994	994	1	1	994	994

※下線部分が訂正箇所です。

※「(別表3) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数および額」〔債務者が住宅資金借入者である場合〕の修正はありません。